

事務局よりお知らせ



『各種補助金・助成金』及び『慶弔共済給付金・保険金』の請求申請は、事由発生日を過ぎてからご請求ください。

■「宿泊旅行・日帰りツアー費用補助」・「USJスタジオ・パス購入補助」・「高速バス往復チケット購入補助」請求

それぞれの補助金請求申請は、旅行終了後に提出してください。

予約または、購入時点で申請をしても、事由が確定する（旅行または入場が終了する）日以降でないと受け付けません。

<添付書類>

本人名義の領収書（または、予約確認書・宿泊証明書）

注1) 友人・知人名義の領収書は不可。

注2) USJスタジオパスは前売りチケット購入時に限ります。（当日、チケットブースでの購入は本人確認ができないため不可）

注3) 高速バス往復チケット購入の場合は、発着のバスターミナル（行き先）がわかること。

■「入学祝金」請求

平成29年4月に小学校、中学校に入学されるお子様がおられる会員の方は、「入学祝金」の請求の準備をお願いします。事由確定日は4月1日です。**4月1日以降に提出してください。**

<添付書類>

各自治体の教育委員会から送付される「入学通知書」のコピーまたは各校長が発行する入学を証明する書類（コピー）等
※ただし、事由発生（お子様の入学年）時点で会員資格があることが必要です。

◇忘れていませんか？あなたの給付金請求◇

共済保険金請求期限は、事由発生（確定）日から3年以内です。

※ただし、事由発生時点で会員資格があることが必要です。請求申請を提出しているか不明な方は、サービスセンターまでお問い合わせください。